

平成14年度「ごみ処理事業について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
28	2. 環境清美工場管理第一係及び施設第五係の勤務時間について 環境清美工場に勤務する職員（焼却炉勤務職員を除く）の勤務時間は「奈良市職員服務規程」第8条の2により「午前8時30分から午後5時15分まで」とされているが、午前7時30分から午後4時30分までの廃棄物搬入時間に対応するため、管理第一係及び施設第五係の職員のうちそれぞれ毎日1～3名が午前7時30分から勤務し、1時間分の時間外手当を支給されている。しかしながら、これらの係の勤務時間を午前7時30分から午後4時15分までと午前8時30分から午後5時15分までの2班制とすることにより上記時間外勤務は解消可能であり、勤務時間を再検討することによって時間外勤務手当を削減すべきである。	環境清美工場 人事課	措置済	環境清美工場の時間外勤務実績について業務内容別に時間外勤務の必要性について分析を行い、長時間勤務の削減に努めてまいりました。これらにより、時間外勤務の削減は年々効果を上げており、平成23年度と平成30年度とを比較すると43.5%の削減率となっています。 管理第一係と施設第五係の勤務時間につきましては、係の事務分担を整理し、現在は施設第五係が担当し、最低限度必要な場合に限り、午前7時30分から午前8時30分までの時間外勤務を行っています。	令和元年9月1日現在
28	3. 収集業務委託化の検討 現在の収集状況は以下のようになっている。 <図表省略> 前記のように奈良市は委託割合がかなり低くなっているが、上表を有効に利用すれば委託化を行うことで経費を削減することも可能である。例えば、可燃ごみの収集単価は320 円／10Kgとなっているが、外部にそれ以下の金額で委託化できれば現在よりもコスト削減が可能となるものである。ごみ種類ごとに委託化を行うことも考えられるが、収集委託単価はそれぞれのごみの特性を勘案しつつ、十分に検討しなければならない。昨今では破碎・焼却などについても外部管理委託を行う自治体もあるため、収集業務に限らず、あらゆる工程での委託化について検討する必要がある。なお、現在奈良市では市出資のA公社に収集作業の一部を委託している。平成13年度の委託料は176,684 千円であったが、A公社の収集量に上記単価を乗じた結果は162,168千円であった。すなわち、計算上はA公社への委託により市直営で収集を行うよりも14,516千円の追加コストが発生していることとなる。収集地域などによる影響も考えられるため一概にはいえないが、委託を行うにあたっては、直営で行う場合との比較検討を十分に行ったうえで意思決定する必要がある。	収集課	措置済	平成25年度を初年度とする第3年度にあたる家庭系ごみ収集運搬業務を委託することにより、委託率を44%に拡大しました。 また、平成27年9月9日付けで「ごみ関連業務の全体最適化計画」を策定し、収集業務に関する市の方針決定を図りました。	平成27年9月30日現在